

2025年
保存版

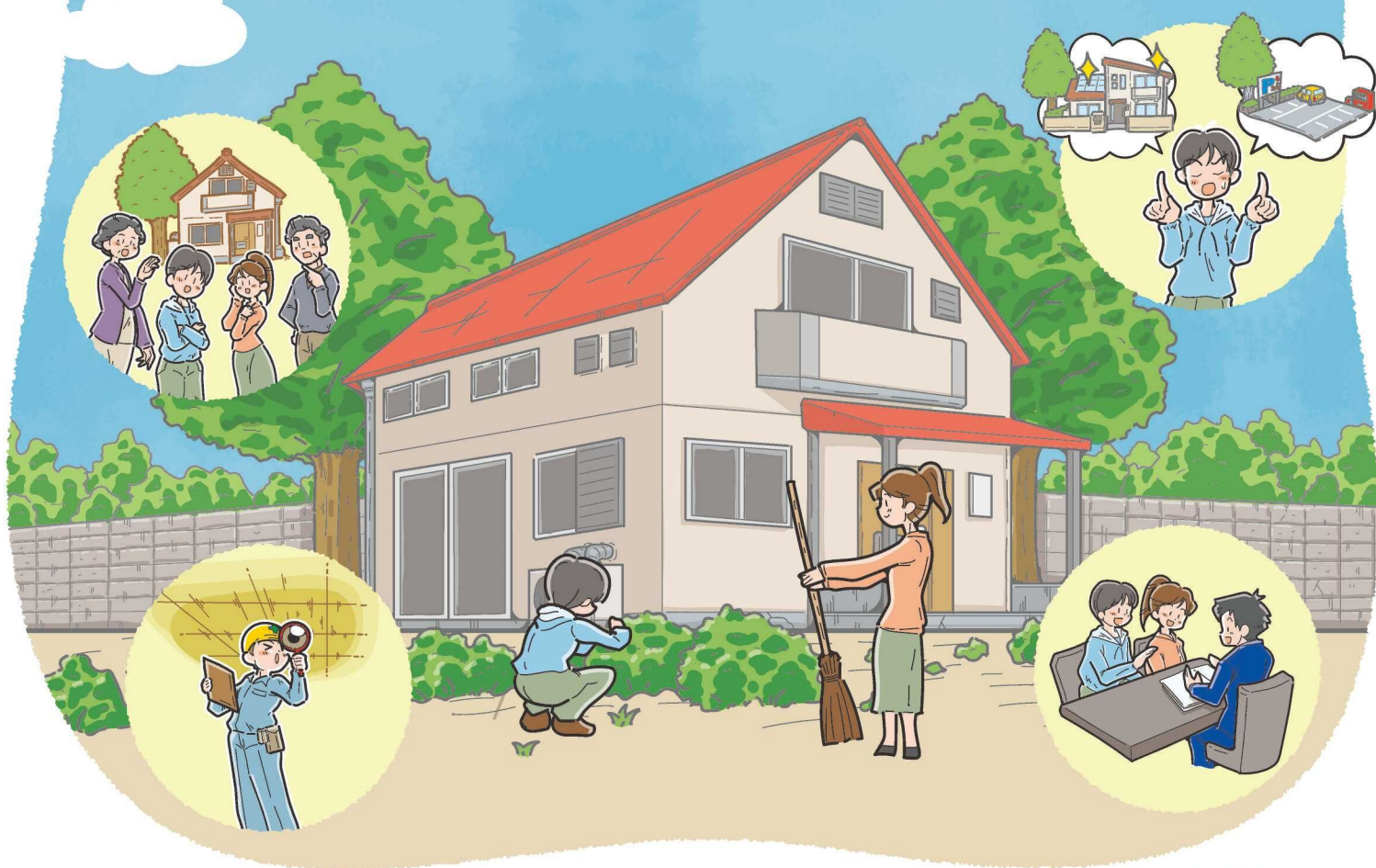
富田林市 空き家の手引き

空き家を適切に管理して
3つのあんしんを手に入れよう！

トラブル・事故の
回避

経済的負担の
軽減

資産価値の
維持



令和5年
12月13日施行

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の
一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや〜」

富田林市／株式会社サイネックス

富田林・藤井寺・羽曳野・松原・柏原の **空き家** のことは

家の森にお任せ下さい!

放置空き家 は固定資産税の増税、倒壊被害による損害賠償などのリスクがあります。
そうしたリスクが発生する前に整理しましょう。

所有の空き家に関して
このような事で「**お困り**」
ではありませんか?

賃貸に出したいけど
なにから始めよう

リフォーム、
リノベーション
費用ってどれくらい?

そのまま残したい
管理だけ頼めないかな

税金って
どうなるの?

売却するには
どうすればいい?

処分したいが荷物が
多くてどうしよう



**不動産のスペシャリストである家の森にお任せ下さい。
最適な解決策をご提案します!**

弊社ハウジングアドバイザーが悩みやご要望をお伺いし、お客様一人ひとりにあった
最適な方法をご提案いたします。**相談のみ、査定のみでも無料**です!
空き家の管理も承っております。毎月1回点検、緊急時のみの点検コースなどもございますので
お気軽にお問い合わせください。

無料査定

秘密厳守

即金買収

相談無料

株式会社 **家の森**

お気軽にお問い合わせください!

0120-36-8040

TEL:072-936-8040 FAX:072-936-8050

〒583-0014
藤井寺市野中2丁目1-27

戸建/マンション/土地/文化住宅

営業時間/10:00~20:00
定休日/毎週水曜日 第1・3火曜日

家の森 藤井寺



大阪府知事(3)第58193号公益社団法人全日本不動産保証協会
近畿地区不動産公正取引協議会

もくじ 【 Contents 】



- 「空き家」を
放置していませんか？ …… 2
- 空き家について
考えてみましょう！ …… 4
- 我が家の将来を考えよう …… 6
- 空き家を所有
することになったら …… 8
- 空き家を管理する
場合には …… 10
- 空き家を管理
できない場合には …… 12
- 富田林市空き家バンク制度・
登録奨励金・補助金 …… 14
- 空き家等に関する
補助事業 …… 15
- 空き家の相談窓口 …… 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

富田林市 空き家の手引き

令和7年8月発行

発行

富田林市／株式会社サイネックス

広告販売

株式会社サイネックス 大阪支店

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3350

※掲載している広告は、令和7年6月現在の情報です。

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

〈 告 告 〉

工務店だからできる空き家の活用！

家の活用方法が
わからない！

賃貸に出してみたいけど
どうしたらいい？！

目指せ！
空き家ゼロ！！

家賃収入をしたい！

跡継ぎがない！



空き家問題・土地活用・相続相談など
専門のスタッフがノウハウを
お伝えさせていただきます。
相談無料なので、お気軽にご相談ください。

南河内の空き家の悩み、お任せください

ご相談・お問い合わせはこちらへ

株式会社

KEN 建築工房
Ken Architects Studio



Tel. **0721-68-7325**

大阪府富田林市高辺台1丁目11番12号

営業時間／9:00～18:00 定休日／日曜日・祝日
mail : info@ken-kenchiku.co.jp
https://www.ken-kenchiku.co.jp

KEN ARCHITECT STUDIO

ホームページ



公式LINE



01 「空き家」を放置していませんか？

空き家とは

▶ 概ね1年程度継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物やその敷地のこと。

空き家放置のリスク

富田林市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「富田林市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空き家を放置していると、
固定資産税が最大6倍になる！

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

〈広告〉

古い家屋の屋根と住まいの事ならお任せ下さい
瓦の葺き替え・雨漏り・リフォーム・総合建築業一式

気軽にご相談ください



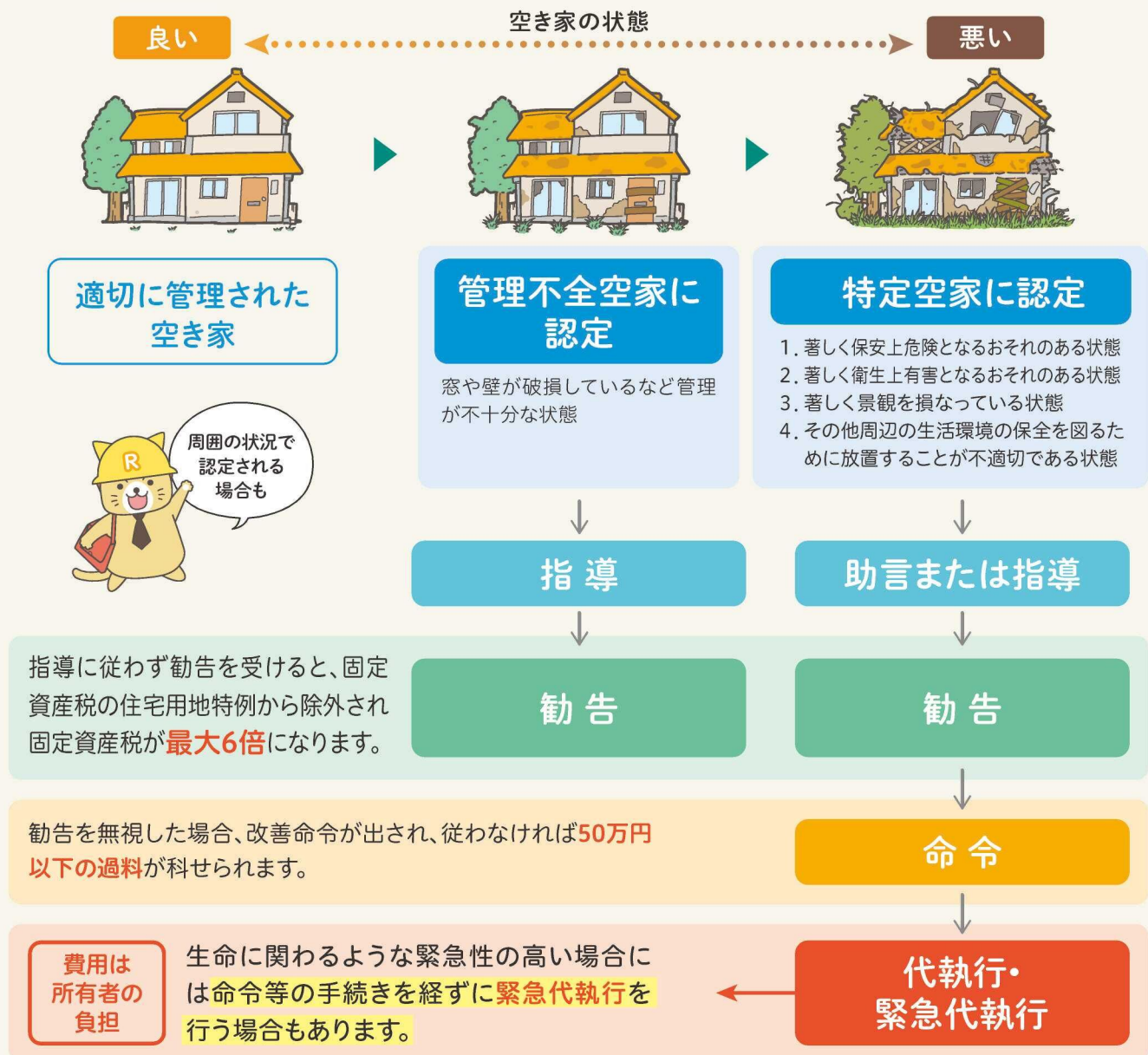
鈴木**瓦**工務店(株)

Suzuki Kawara

富田林市別井3丁目12-11 ☎0721-21-1161

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広 告 〉

不要品回収はお任せください!!

お電話一本で即日対応致します(^ ^)

無料～激安回収
高価買取も実施中!

★引越時のゴミ

★遺品整理

★お片付け

★粗大ゴミ

もったいない!!
捨てる前にまず電話!!



もちろん
無料見積

メール・TEL・
FAX・訪問OK!



★令和6年度回収実績 約2400件
★TV1台～お家丸ごとまで何でも対応可能

(株)リサイクルジャパン

大阪 リサイクルジャパン

検索

0120-66-6161

02 空き家について考えてみましょう！

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



我が家の
将来について
考えましょう！

P6・7
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう！

遺言書を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかなど
を明確にしておくことで、残さ
れた家族が悩んだり、争うこと
がないように準備することが
重要です。

空き家を
所有することにな
りました

P8・9
参照

空き家の
所有者には管理責任が
あります！

空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、衛
生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

空き家の
使い方を
考えましょう！

P12～14
参照

家財処分、
相続等について
知知知！

空き家の使い方を決めるにあ
たっては家財の処分や相続手続
き等の理解を深めることが重要
です。また、売却や賃貸の可能
性がある場合には、事前に相談
する不動産業者や空き家バンク
制度等について調べておきま
しょう。





適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



有効に活用しましょう！

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。
併せて、改修や契約について考えることが重要です。



壊すことも管理の一つ！

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。





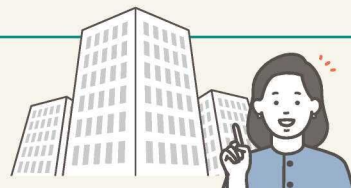
我が家の将来を考えよう

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

＞現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



＞相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記をしますが、遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



＞困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口

空き家に関する
相談への対応

空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。
空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。

また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や協議会、関係団体と連携・相談し対応します。

相談窓口

利 活 用：住宅政策課

TEL.0721-25-1000(内線437・438)



＞ 意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備をしておきましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



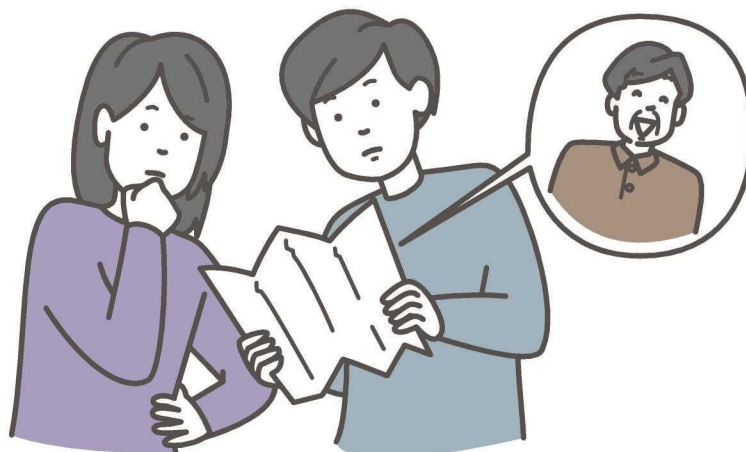
	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場
※検認手続	必要	不要	不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)
メリット	手軽に作成でき、費用がかからない ※遺言書を法務局で保管する場合は費用がかかります		●無効になりにくい ●紛失などのリスクがない
デメリット	●文意不明等で無効になることがある ●自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある		●費用・手間がかかる ●証人が2人必要

※検認手続：家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

! check! !

自筆証書遺言書保管制度について(法務省)

手続きの流れや、制度の内容を詳しく知りたい場合は法務省ホームページをご確認下さい。



相続登記をしよう。

- ▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)をしましょう。
相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。
きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順① ▶ 必要な情報を収集しよう。

- 固定資産課税台帳の写し(名寄帳)等を取得
→各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を
取得→法務局にて

手順② ▶ 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で
引き継ぐ人を決めましょう。

手順③ ▶ 申請書、添付書類を 用意の上、法務局へ登記 申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の
専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順④ ▶ 法務局の審査を経て、 問題無ければ相続登記が 完了します。

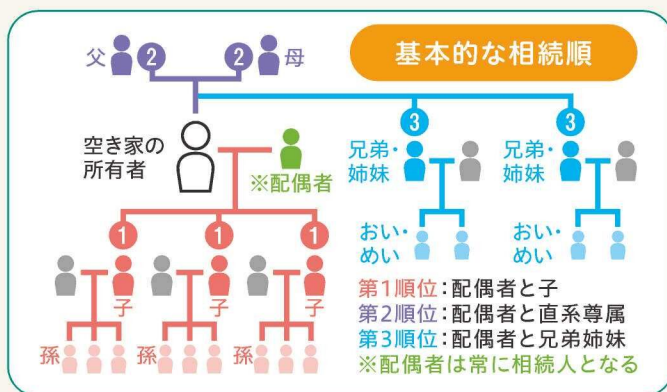
▶ 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。
遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日より相続登記の
申請が義務化されました。

オンラインでの
申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、**10万円以下の過料**が科されるおそれがあります。



戸籍証明書の請求が便利になりました。 令和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で
戸籍証明書等が請求できます。

- ・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、
1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!



詳細はこちら

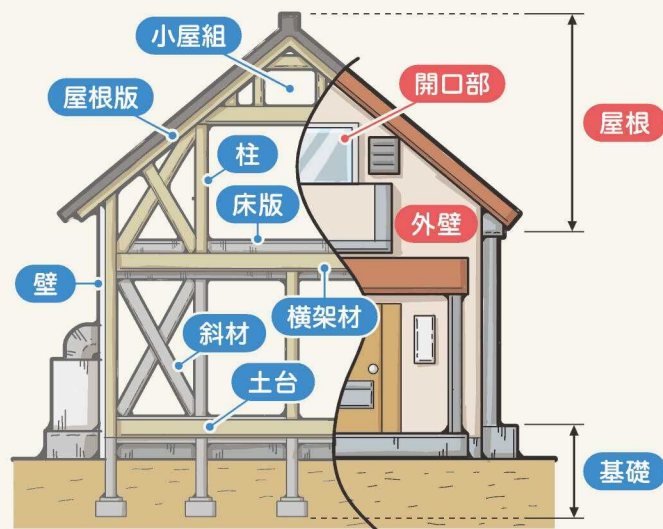


空き家の状態を知ろう(インスペクション)

- ▶ 建物状況調査(インスペクション)は、空き家の劣化状況等の調査をするもので、特に住宅の売買においては、売り手と買い手ともに、住宅の状態を把握し取引が出来るとして現在ニーズが高まっている制度です。

＞ 木造戸建て住宅の場合

2階建ての場合の骨組(小屋組、軸組、床組)等の構成



建物状況調査とは

国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。

- 構造耐力上主要な部分
- 雨水の浸入を防止する部分



検査にかかる時間・費用は？

物件の規模にもよりますが、3時間程度が見込まれます。
費用は各調査実施者により異なりますが、一般的には5～10万円程度と、われています。



リフォーム事業者をお探しの方へ

大阪府住宅リフォームマイスター制度

大阪府都市整備部住宅建築局建築環境課



住宅リフォーム事業者団体登録制度

国土交通省・一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会



近隣に迷惑をかけないようにしよう。

＞ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除をすることで老朽化の進行を抑制することができます。

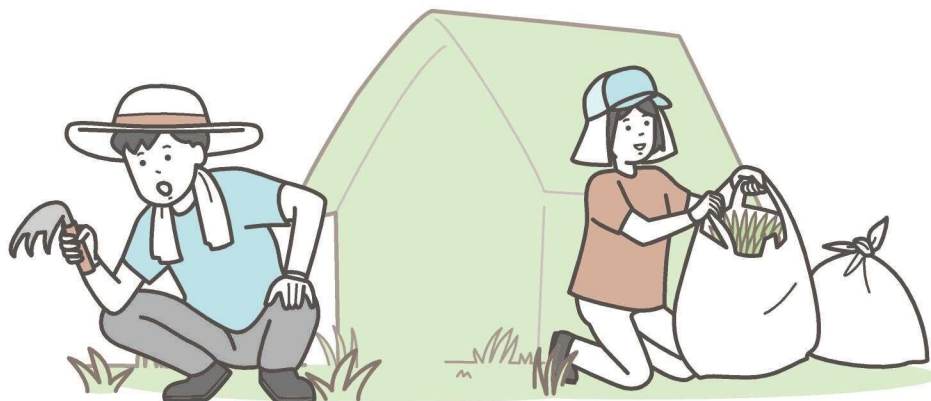
次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



＞ 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	☐ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☐ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☐ 各蛇口の通水 ☐ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☐ 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	☐ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☐ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☐ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ☐ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☐ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☐ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☐ 水漏れなどがいないか	



空き家の傷み具合チェックシート

定期的に
点検
しましょう



外部まわり

☐ 屋根

- ・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

☐ 軒裏

- ・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

☐ 雨とい

- ・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア

- ・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、
傾き、施錠の不具合)

☐ バルコニー

- ・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

☐ 外壁

- ・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

☐ 擁壁

- ・水抜き穴の詰まりの有無
- ・ひび割れの有無
- ・目地の開きの有無

☐ 塀

- ・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

☐ 家まわり

- ・樹木、雑草の繁茂
- ・害虫、害獣の発生

☐ 土台・基礎

- ・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

☐ 天井

- ・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

☐ 壁

- ・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

☐ 床

- ・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、
割れ、傾き)

☐ 室内ドア・障子

- ・建付けの異状
(開閉の不具合、傾き)

☐ 設備

- ・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)





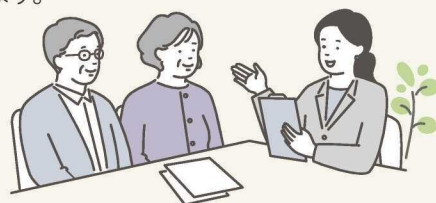
空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

- ▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

＞ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



＞ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

● 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P16参照



＞ 売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P16参照

〈 広 告 〉

富田林・藤井寺・羽曳野・松原・柏原の **空き家** のことは

家の森

にお任せ下さい!

所有の**空き家**に関して
「**お困り**」ではありませんか?

無料査定

秘密厳守

即金買収

相談無料

お気軽にお問い合わせください!

0120-36-8040

株式会社 **家の森**

大阪府知事(3)第58193号公益社団法人全日本不動産保証協会 近畿地区不動産公正取引協議会

TEL:072-936-8040 FAX:072-936-8050

〒583-0014 藤井寺市野中2丁目1-27

営業時間/10:00~20:00 定休日/毎週水曜日 第1・3火曜日

戸建/マンション
土地/文化住宅

家の森 藤井寺

＞ 売却・賃貸のヒント

- **どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？**

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

- **売却するのに費用負担が難しい場合には？**

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…

- **狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？**

隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

- **売り出したいが、家に欠陥があってトラブルにならないか？**

建物状況調査(インスペクション)をしてみても… →P9

- **借地で空き家が売却できない場合には？**

借地契約を延長して賃貸を検討してみても…

- **古くて貸せるか悩んでいる場合には？**

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

- **耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？**

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選別に役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。

- **空き家バンクを利用してみても？** 詳しくはP14へ

空き家バンクとは、空き家を「売りたい人」と「買いたい人」をつなぐ、自治体が運営する空き家の情報サービスです。



空き家の情報登録・情報の閲覧は

お問い合わせ 住宅政策課 …… **TEL.0721-25-1000(内線437・438)**



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認下さい。

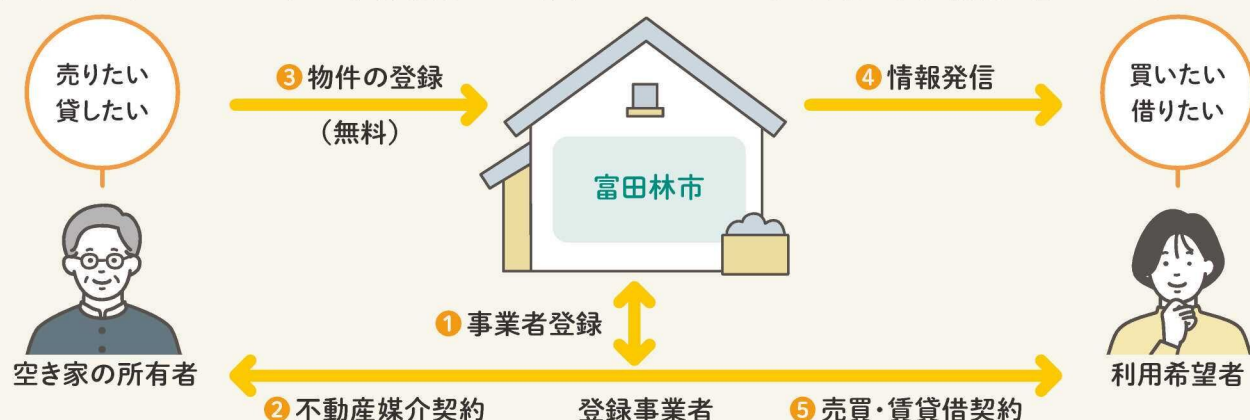


07 富田林市空き家バンク制度・登録奨励金・補助金

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は富田林市のウェブサイト等に掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- 登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じる可能性があります。
- 登録には登録書等の提出が必要

登録するメリットは？

- 購入や改修補助等が受けられます。
- インターネットで全国に発信

どのような物件が登録できる？

- 住宅として使用していた空き家
- 法令上、建物を建築することが可能な空き地

富田林市空き家バンクへ登録した所有者等を対象とする奨励金、制度を活用した空き家の所有者等または居住希望者を対象とする補助金があります。

補助金額

空き家バンク補助 金額一覧表		交付対象者	交付金額
空き家バンク登録奨励金	市空き家バンクに空き家等の登録を行った場合	所有者等(売主・貸主)	2万円
空き家バンク制度活用促進補助金	空き家の売買契約が成立した場合	所有者等(売主)	10万円
		居住希望者(買主)	20万円
	空き家の賃貸借契約が成立した場合	所有者等(貸主)	2万円
		居住希望者(借主)	2万円
	売買契約が成立した空き家のリフォーム工事を行う場合	居住希望者(買主)	市内事業者によるリフォーム工事に係る経費の3分の1(上限20万円)
	空き家の建物状況調査を行う場合	所有者等(売主・貸主)	建物状況調査に係る経費(上限5万円)





空き家等に関する補助事業

富田林市では、家屋の除却や耐震化に対して次の補助事業を実施しています。
補助事業を利用したい、内容を詳しく聞きたいという方は、各事業の担当までご連絡ください。

富田林市の補助金について(令和7年8月現在の補助制度)

空き家に関する補助金について

➤ 除却工事補助金

木造住宅の除却(解体)をする場合、工事費の一部を補助します。

補助要件 昭和56年5月31日以前に建築された耐震性のない木造の一戸建て住宅・長屋および共同住宅

補助金額 最大30万円/戸(長屋・共同住宅は最大150万円/棟)



➤ 耐震診断・耐震改修工事

● 耐震診断補助

補助要件 昭和56年5月31日以前に建築された住宅

補助金額 木造住宅 … 診断費用の10/11(最大5万円)
非木造住宅 … 診断費用の1/2(最大2万5千円/戸)

● 老朽危険空家の除却補助制度

補助要件 概ね1年以上居住またはその他の使用をしていない木造の空家(玄関、台所、便所が付設されているものに限る)で、老朽し倒壊の危険性があるもの

補助金額 除却に要した費用の1/3
老朽危険空家の場合最大100万円/戸(長屋・共同住宅は最大200万円/棟)
準老朽危険空家の場合最大30万円/戸(長屋・共同住宅は最大60万円/棟)

● 耐震改修工事

補助要件 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
直近の課税所得金額が507万円未満の住宅所有者
屋根や壁などの耐震改修工事、耐震シェルターの設置に対する補助

補助金額 耐震改修工事に要した費用の1/3(限度額100万円/戸)

※補助金の申請には条件がありますので、詳細は各事業の担当にご確認下さい。

お問い合わせ 住宅政策課 ……
TEL.0721-25-1000(内線437・438)

〈 広 告 〉

**空き家の解体工事、
古民家の改装工事は
「株式会社エイコウ」
へおまかせください!**

〈 総合建設工事業 〉

土木工事、建築工事、大工工事とび・土木工事石工事
屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事
舗装工事、しゅんせつ工事、内装仕上工事、水道施設工事
解体工事業

大阪府知事 許可(般-2)第155358号
一般社団法人 既存住宅・空家プロデュース協会会員



株式会社エイコウ

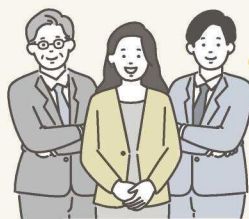
南大阪営業所
〒589-0023 大阪狭山市大野台3-15-8
本 社
〒565-0824 吹田市山田西1-31 A406

お気軽にご相談ください

TEL 072-365-8218



09 空き家の相談窓口



困ったら、住宅政策課
(TEL.0721-25-1000
内線437、438)まで
相談して下さいね！

> 固定資産税に関すること

担当窓口	電話番号
富田林市 課税課 資産税係	TEL.0721-25-1000(内線116)

> 相続・登記に関すること

担当窓口	電話番号
大阪法務局 富田林支局	TEL.0721-23-2432

> 住まいの相談窓口(空き家を含めた既存住宅の売買やリフォーム等に関すること)

担当窓口・事業者団体	電話番号
大阪の空き家コールセンター	TEL.06-6210-9814

> 空き家バンクに関すること

- 全国版空き家・空き地バンク
(アットホーム株式会社)



- 大阪版・空家バンク
(大阪の住まい活性化フォーラム)



- LIFULL HOME'S 空き家バンク
(株式会社LIFULL)



- 富田林市空き家バンク制度
(富田林市)



〈 広 告 〉

住まいに伴う終活を

ワンストップサポート

当法人の 解決に必要な専門家を
内外を問わずご紹介!!

NPO 法人 大阪空き家相談センター

大阪の 住まい活性化フォーラム 正会員

遺品整理士

生前整理
遺品整理

弁護士・税理士

相続問題

不動産鑑定士・宅建士

空き家の
処分管理
空き家の
有効活用

一級建築士

倒壊建物

弁護士・司法書士
遺言書作成

司法書士
身元引受

リフォームプランナー
高齢者向けリフォーム

居住支援
施設探し

相談無料

平日 9:00 ~ 18:00

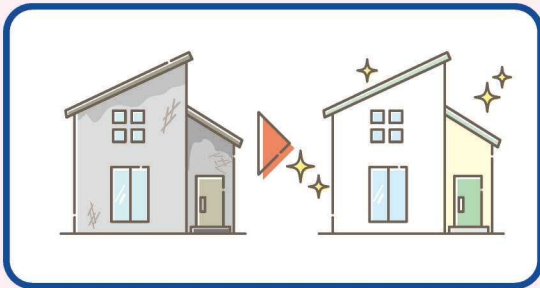
06-6556-7705

〒550-0015 大阪市西区南堀江四丁目 24-18-103



富田林市
河南町で

土地売買や新築建替 リフォーム工事なら ひらた建築工房におまかせ



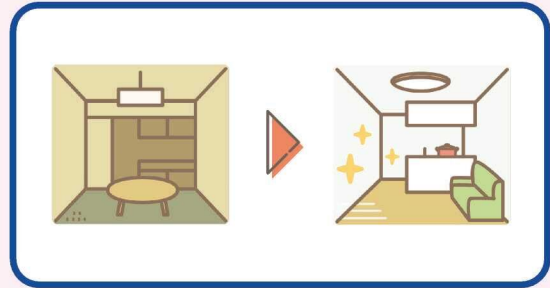
古い家を新しく建替えたい



使わない家や土地を処分したい



室内の段差を無くして幼児から高齢者まで
安心して暮らすことができるようにしたい



キッチン・風呂・トイレの交換



株式会社ひらた建築工房

〒585-0005 大阪府南河内郡河南町大宝1丁目1-4

営業時間 9:00～18:00

ホーム
ページは
コチラ➡



☎ 0721-55-3033

FAX 0721-55-3032